



# 山形県公報

令和5年1月13日(金)  
第370号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                 |      |
|--------------------------------|-----------------|------|
| ○指定管理者の指定                      | （みどり自然課）        | … 15 |
| ○同                             | （同）             | … 16 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定                | （置賜総合支庁地域保健福祉課） | … 同  |
| ○知事指定薬物の指定の失効                  | （コロナ収束総合企画課）    | … 同  |
| ○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程 | （農業経営・所得向上推進課）  | … 同  |
| ○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程 | （同）             | … 17 |
| ○種畜証明書の交付                      | （畜産振興課）         | … 同  |
| ○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法等の実施命令        | （同）             | … 同  |
| ○国土調査の成果の認証                    | （農村計画課）         | … 18 |
| ○同                             | （同）             | … 同  |
| ○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了           | （置賜総合支庁農村計画課）   | … 同  |
| ○地域森林計画の公表                     | （森林ノミクス推進課）     | … 19 |
| ○地域森林計画の変更の公表                  | （同）             | … 同  |
| ○道路の区域の変更                      | （庄内総合支庁建設総務課）   | … 同  |
| ○公共測量の実施の通知                    | （県土利用政策課）       | … 同  |
| ○公共測量の終了の通知                    | （同）             | … 同  |
| ○同                             | （同）             | … 20 |
| ○指定管理者の指定                      | （都市計画課）         | … 同  |
| ○同                             | （空港港湾課）         | … 同  |
| ○同                             | （同）             | … 同  |
| ○同                             | （同）             | … 21 |
| ○二級建築士の免許の取消し                  | （建築住宅課）         | … 同  |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|           |     |
|-----------|-----|
| ○指定管理者の指定 | … 同 |
| ○同        | … 同 |

## 告 示

### 山形県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 山形県立自然博物館                            |
| 2 指定した団体  | 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号<br>特定非営利活動法人エコプロ |

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**山形県告示第16号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県志津野営場
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号  
特定非営利活動法人エコプロ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**山形県告示第17号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類 | 指定年月日   |
|--------------------|---------------------------|---------|---------|
| 株式会社スマートライフ        | スマートライフ訪問介護事業所長井長井市泉2112番 | 訪問介護    | 令和5.1.1 |

**山形県告示第18号**

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 失効した知事指定薬物の名称
  - (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2- [（プロパン-2-イル）アミノ] シクロヘキサネ-1-オン及びその塩類（通称名MX i Pr、M e t h o x i s o p r o p a m i n e）
  - (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名5-M M P A、M e p h e d r e n e）
  - (3) 2- {2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名E t a z e n e、E t o d e s n i t a z e n e）
  - (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名A D B - H E X I N A C A、A D B - H I N A C A）
  - (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名A P P - B I N A C A、A P P - B U T I N A C A）
- 2 失効の理由  
条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日  
令和4年12月26日

**山形県告示第19号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.55%」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年12月19日から適用する。
- 2 令和4年12月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第20号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年12月19日から適用する。
- 2 令和4年12月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第21号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種         | 名 前                                                               | 飼 養 者         |                        |
|-------------|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------|
|             |       |             |                                                                   | 住 所           | 名 称                    |
| 32206990001 | 豚     | パークシャ<br>一種 | モアホルム オカ<br>15 ヤマガタ 8<br>0002<br>(日豚B種B B06<br>- A000073)         | 酒田市浜中宇八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚研究所 |
| 32206990002 | 同     | 同           | モアホルム オカ<br>15 ヤマガタ 8<br>0006<br>(日豚B種B B06<br>- A000074)         | 同             | 同                      |
| 32206990003 | 同     | デュロック<br>種  | フューチャー ユ<br>メサクラエース<br>ヤマガタ 1<br>0008<br>(日豚D種D D06<br>- A000276) | 同             | 同                      |

**山形県告示第22号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、家畜の所有者に対し、次のとおりまん延防止措置を実施することを命ずる。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施すべき区域  
県内全域
- 3 実施の期日  
令和5年1月16日から同年2月10日まで
- 4 実施の場所  
飼養羽数が50羽以上の農場、飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場その他実施すべき区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 5 実施すべき措置  
消毒方法
- 6 実施方法  
消石灰等の農場内（家きん舎の周囲及び農場外縁の内側）散布

---

**山形県告示第23号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
令和2年6月5日から令和4年3月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字萩野の一部（021, 022）
- 5 認証年月日  
令和4年12月28日

---

**山形県告示第24号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
令和3年5月25日から令和4年9月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
生石の一部（20210620401計画区）
- 5 認証年月日  
令和4年12月28日

---

**山形県告示第25号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。  
令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                       |         |                   |
|-----------------------|---------|-------------------|
| 事 業 名                 | 地 区 名   | 工 事 完 了 年 月 日     |
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 宮 地 地 区 | 令 和 4 年 11 月 24 日 |

**山形県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により庄内森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第27号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により最上村山森林計画区及び置賜森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第28号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和5年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 杉沢南鳥海停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|------------------------------|------|--------------------|--------|
| 飽海郡遊佐町杉沢字堂ノ下7番1から<br>同 1番1まで | 旧    | 22.4メートル<br>} 13.8 | 56メートル |
| 同 上                          | 新    | 16.1メートル<br>} 13.8 | 53メートル |

**山形県告示第29号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町大字差首鍋地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年12月18日から令和5年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第30号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方

整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形河川国道事務所管内（山形市の一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年8月26日から同年12月2日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値地形図作成）

#### 山形県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形空港周辺（東根市、天童市の一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年7月29日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量：地図情報レベル1000）

#### 山形県告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定した団体 山形市小立二丁目5番23号  
特定非営利活動法人グリーンセンター
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 山形県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター
- 2 指定した団体 酒田市飛島字勝浦乙132番地19号  
GOOD LIFE ISLAND合同会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 山形県告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 第1酒田プレジャーボートスポット  
第2酒田プレジャーボートスポット
- 2 指定した団体 酒田市大浜一丁目3番24号

酒田小型船舶安全協会

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**山形県告示第35号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加茂港緑地等の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 加茂港緑地  
加茂レインボービーチ
- 2 指定した団体 鶴岡市末広町5番22号マリカ西館  
一般財団法人鶴岡市開発公社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**山形県告示第36号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和5年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和4年12月26日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
池澤 浩志 第8120号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県飯豊少年自然の家
- 2 指定した団体 西置賜郡飯豊町大字添川3020番地5  
株式会社飯豊町地域振興公社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**山形県教育委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
- 2 指定した団体 山形市長苗代61番地  
公益財団法人山形市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年1月13日印刷  
令和5年1月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県